

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県佐野市		
計画期間 実施期間	H22 ～ H26 H22 ～ H23	総事業費(交付金)	46,200千円(23,100千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活用活性化計画目標を「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」と設定しており、法第1条及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	事業活用活性化計画目標は、農業振興地域整備計画や、環境との調和について、田園環境整備マスタープラン、農村環境基本計画との整合性を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	受益地の関係者の同意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業実施主体である佐野市土地改良区と連携を図り、事業の推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業活性化目標である定住化促進のために当地域において基盤整備は不可欠であり、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間がH22～H26の5カ年であり、ガイドライン第四の2の(6)に基づき適切である。事業実施期間がH22～H23の2カ年であり実施要綱第3の3に基づき適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付限度額(事業費×交付額算定交付率(50%))の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新たに農業用排水路を整備するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象は農業用排水施設であり、「農林畜水産関係補助金等交付規則」別表による耐用年数は17年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析算定結果は、1.01である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		○	事業内容は基盤整備事業、事業実施主体は佐野市土地改良区であり、実施要領要件類別7の要件1を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		○	事業実施主体は佐野市土地改良区であり、個人交付ではない。また、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	土地改良工事積算基準により栃木県単価を使用して積算しており、近傍類似地区の過去の実績・積算歩掛との比較においても過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	整備計画については、ブロック積み比べ安価な型橋梁を使用する計画でありコスト低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		○	既存の土水路を改修するものであり、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		○	既存水路敷地内を施工するものであり、他の施設用地を取得したりするものではない。なお、水路用地は、用地所有者である栃木県と事業主体である佐野市土地改良区の間で使用貸借契約が締結されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		○	農家の負担軽減のため、事業主体の費用負担はない。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	管理については、佐野市土地改良区で行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。